

水産流通適正化制度の事業者の届出 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

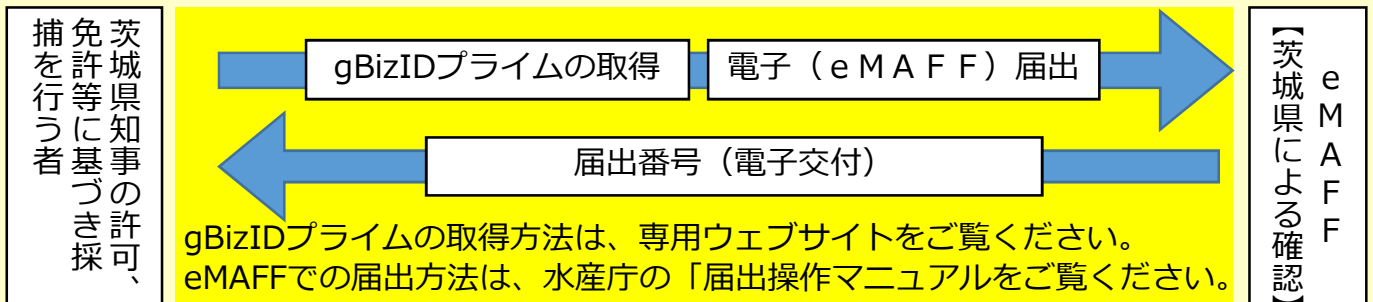
アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**eMAFFシステムを利用して茨城県への届出が必要**です。

届出を行う際には、届出事項の他、省令で定められた**書類の提出**が必要ですが、一部の書類は省略可能です。

1 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出※を行って下さい。茨城県による確認・受理の後、**届出者へ届出番号が通知**されます。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、茨城県に対し、書面での届出も可能です。



2 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※

※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

gBizIDの
専用ウェブサイト →



eMAFFの
届出操作マニュアル →



3 添付書類

	漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合	漁協が届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合※1
採捕する権限を証する書類 【漁業許可証の写し等】	○漁業許可証、共同漁業権免許状の写し：省略可能 ○組合員行使権を有することを証する書類： 必要※2	○漁業許可証、共同漁業権免許状の写し：省略可能 ○組合員行使権を有することを証する書類： 必要※2
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【業務報告書】	—	省略可能
（代理人が届出する場合）委任状 ※漁業者の代理人：漁協等 漁協の代理人：行政書士等	必要	必要

※1 販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

※2 組合員行使権を有することを証する書類（行使者名簿等）については、任意様式により作成した鑑文及び名簿の提出をお願いいたします。